

従業員の雇用の安定とその保護を図るための取り組みについて（お願い）

新型コロナウイルス感染症は全世界で猛威を振るい、沖縄県内においてもインバウンド需要など観光需要の急減により、宿泊・観光業を始め幅広い業種における経済活動に影響が生じており、労働者の雇用維持が喫緊の課題となっています。

沖縄労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて従業員を休業させざるを得ない事業主様への支援として、雇用調整助成金の助成内容の大幅な拡充や支給要件の緩和を行っており（最大で休業手当を100%助成。詳細は[下記リンク先](#)参照。）、迅速な支給に向け労働局を挙げて最大限取り組んでおります。手続きも平時と比べてできる限り簡略化しております。是非この助成金の活用をご検討いただき、従業員の雇用維持を図っていただくようお願い申し上げます。

事業主様からの助成金活用のお問い合わせについて個別にお受けしていますが、業界団体を通じての説明も可能ですので、是非、沖縄労働局まで御相談ください（テレビ会議システムを活用したオンラインでの説明会も準備中）。

また、事業主の皆様におかれましては、厳しい事業環境下において、従業員の雇用の維持・確保に御尽力いただいていることと存じますが、やむなく労働条件の変更や雇用調整を行わざるを得ない場合であっても、守るべきルールがあります。あらためて下記リンクの「大量離職が発生する場合の留意事項」を御確認いただき、従業員の雇用の安定とその保護を図るため最大限の取組をお願い申し上げます。

なお、やむを得ず整理解雇を行う場合、又は有期労働契約で契約期間の満了となる場合においては、事業主の皆様におかれましても、従業員の再就職の支援（再就職先の確保、年次有給休暇の取得促進等による就職活動への配慮）を最大限行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお問い合わせ・御相談ください。

- [雇用調整助成金の特例措置について（厚生労働省サイト）](#)
- [大量離職が発生する場合等の留意事項](#)